

教育再生実行会議の提言の概要¹

「いじめの問題等への対応について」（第一次提言）（平成 25 年 2 月 26 日）

- 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。
- 社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定
- 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。
- いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う。
- 体罰禁止の徹底と、子どもの意欲を引き出し、成長を促す部活動指導ガイドラインの策定

「教育委員会制度等の在り方について」（第二次提言）（平成 25 年 4 月 15 日）

- 首長が任免を行う教育長が、教育行政の責任者として教育事務を行い、教育行政の責任体制を明確化する。
- 教育委員会は、教育の基本方針などについて審議し、教育長に大きな方向性を示し、また、教育長による教育事務の執行状況もチェック。
- 教育の基本方針や教育内容に関わる事項は、教育委員会で審議するなどの制度作りを行い、政治的中立性などを確保する。

「これからの大学教育の在り方について」（第三次提言）（平成 25 年 5 月 28 日）

1. グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- 徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
 - ・ 海外トップクラスの大学の教育プログラムや教員等の誘致や、日本の大学の海外展開の拡大のため、制度面・財政面の環境を整備する。
 - ・ 外国人教員を積極採用し、海外大学との連携、英語のみで卒業可能な学位課程の拡充を行い、国際化を断行するスーパーグローバル大学（仮称）を重点的に支援する。
 - ・ 今後 10 年で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校以上ランクインさせる。
 - ・ 地域社会のグローバル化を担う大学の取組を支援する。
- 意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を 12 万人に倍増し、外国人留学生を 30 万人に増やす。
 - ・ 大学入試等における TOEFL 等の活用を進める。

¹ 文部科学省ホームページより転載

- ・ 企業等との協力による奨学金等を含む留学支援の新たな仕組みを創設する。
- ・ ギャップタム等を活用した留学や海外での体験活動などに対する支援を強化する。
- 初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
 - ・ 小学校の英語学習の抜本的拡充（早期化、時間増、教科化、専任教員配置等）を検討する。少人数での英語指導体制を整備する。
 - ・ グローバル・リーダーを育成する、スーパーグローバルハイスクール（仮称）を指定し、英語を使う機会の拡大、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の育成を支援する。
 - ・ 国際バカロレア認定校を大幅に増加（16校→200校）させる。
- 日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。
 - ・ 国語教育や、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組を充実する。
- 特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

2. 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- イノベーション創出人材の効果的な育成のため、10～20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」（仮称）を策定する。また、「産学官円卓会議」（仮称）を設置し、戦略を推進する。
- 産業界と大学が一体となって新産業の創出を図るため、大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能にする。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実を図る。
- 初等中等教育段階の理数教育を強化（専科指導や少人数教育、習熟度別指導のための教員配置や設備等の充実、スーパーサイエンススクール等の取組の促進など）する。

3. 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 社会人基礎力、基礎的・汎用的能力等の社会人として必要な能力の育成のため、学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法など教育方法の質的転換を図る。教育課程の体系化、組織的教育の確立など教学マネジメントの改善を行い、厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、それに対して国が支援する。

4. 大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施をする。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間での倍増（12万人→24万人）を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助

成を行う。

5. 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程の策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分などを実施する。
- 学長・大学本部の独自予算の確保、学長を補佐する役職員の強化など、学長がリーダーシップをとれる体制整備を進める。教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革を行う。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分を実施する。国の公募型資金への間接経費措置を行い、資金の効果的な活用を図る。民間資金調達のための税制を検討する。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、全学的な教育改革を重点支援するとともに、教育の質を保証する総合的な仕組みを構築する。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」（仮称）を開催し、大学の機能強化に取り組む。

「高等学校教育と大学教育の接続・大学入学者選抜の在り方について」（第四次提言）
（平成 25 年 10 月 31 日）

1. 高等学校教育の質の向上

- 全ての生徒が身に付けるべき資質・能力の育成
国は、高等学校において身に付けるべき目標を明確化し、学校は、基礎的能力を確実に育成する。生徒が能動的に学び自己を確立できるよう、キャリア教育を充実する。
- 生徒の多様性を踏まえた学校の特色化
生徒の多様性を踏まえ、例えば、次のような特色化を推進する。
 - ・ グローバル・リーダーとなるための国際的素養と総合力を育成する学校
 - ・ 科学技術人材としての素養の育成を目指し、先進的な理数系教育を行う学校
 - ・ 産業構造の変化等に対応した専門的な知識・技能を育成する学校 など
- 学習成果や教育活動の把握・検証による教育の質の向上（達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入）
基礎的・共通的な学習の達成度を客観的に把握し、各学校における指導改善等に活かすための試験の仕組み（達成度テスト（基礎レベル））を創設する。同テストは高等学校在学中に複数回受験できる仕組みとすることを検討する。

2. 大学の人材育成機能の強化

- 大学は、その多様性を踏まえ、例えば、知識基盤社会やイノベーション創出を担う人材を養成するなど、教育機能の強化を図る。

- 大学は、教育課程の点検・改善を行い、学習意欲を向上させるための教育内容や教育方法の改善に取り組むとともに、厳格な成績評価・卒業認定等を行っていく。
- 学生の能動的な活動を取り入れた授業や学習法、双方向の授業展開など教育の質的転換を図る。また、個々の教育課程やその体系を徹底して公開することにより、教育内容や教育方法、成績評価基準等が外部からも見えるようにする。
- 幅広い教養を身に付け、また、学習ニーズに応じて柔軟に学ぶことができるようにする観点から、大学入学後の進路変更が柔軟にできるようにする。

3. 能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換・高等学校教育と大学教育の連携強化

- 大学教育を受けるために必要な能力判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル）（仮称））の導入
 - ・ 大学教育を受けるために必要な能力の判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル））を導入し、各大学の判断で利用可能にする。試験として課す教科・科目をどうするかなどを考え合わせて、複数回挑戦を可能とすることを検討する。
 - ・ 達成度テスト（発展レベル）は、その結果をレベルに応じて段階的に示すことや、各大学において多面的な入学者選抜を実施する際の基礎資格として利用することを促進することなど、知識偏重の1点刻みの選抜から脱却できるよう利用の仕方を工夫する。
- 多面的・総合的に評価・判定する大学入学者選抜への転換
 - ・ 大学入学者選抜は、各大学のアドミッションポリシー（入学者受入方針）に基づき、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換する。大学は、養成する人材像を明確化するとともに、教育を再構築し、それを踏まえたアドミッションポリシーを具体化する。
 - ・ 各大学が求める学力水準の達成度の判定には、達成度テスト（発展レベル）の積極的な活用が図られるようにする。各大学が個別に行う学力検査については、知識偏重の試験にならないよう積極的に改善を図る。
 - ・ 各大学は、面接、論文、活動歴等の丁寧な選抜による入学者割合の大幅な増加を図る。
 - ・ 推薦入試やAO入試における基礎学力の判定に際しては、達成度テスト（基礎レベル）の結果の活用も可能とし、国は、各大学の判断による活用を促進する。
- 高等学校教育と大学教育の連携強化
 - ・ 大学及び高等学校は、教育目標や教育内容等についての相互理解を図るため、相互の協議、交流を促進する。
 - ・ 高校生を対象とした大学レベルの教育機会の提供（大学教員や社会人が高等学校に出向いて行う授業など）について、ICT等も活用しつつ推進する。

- ・ 高等学校と大学の協力により大学入学前の準備教育を実施する。
- ・ 短期大学、専門学校から4年制大学への編入学や専門学校から大学への進学拡大を図る。高等学校専攻科修了者について、大学編入学への途を開く。

「今後の学制等の在り方について」（第五次提言）（平成26年7月2日）

1. 新しい時代にふさわしい学制の構築

（1）質の高い幼児教育を保障するための無償教育、義務教育の期間の見直し幼稚園教育要領について小学校との接続を意識した見直しを行う。

- 3～5歳児の幼児教育について、無償化を段階的に推進する。
- 幼児教育の機会均等と質の向上、段階的無償化を進めた上で、次の段階の課題として5歳児の就学前教育について、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討する。
- フリースクールやインターナショナルスクール等の位置づけについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。夜間中学の設置を促進する。
- 特に低所得者層を対象として高等学校等の就学支援策、大学の授業料減免や所得連動返還型奨学金等の支援策を一層推進する。専修学校についても就学支援に取り組む。

（2）小中一貫教育の制度化

- 小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、教育課程の区分の弾力的な設定など柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにする。
- 一貫教育の成果と課題等を踏まえつつ、5-4-3、5-3-4、4-4-4等の新たな学校段階の区切りの在り方について引き続き検討する。

（3）実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化、高等教育機関における編入学等の柔軟化

- 質の高い職業人の育成並びに専門学校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。
- 大学への飛び入学の実態等も踏まえて高校の早期卒業を制度化するとともに、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格における12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。

2. 教員免許制度の改革及び教師の養成や採用、研修等の在り方の見直し

- 教師が教科等の専門性に応じ複数の学校種で指導可能な教科ごとの免許状の創設や、複数学校種の免許状の取得促進のための要件見直しなどの改革を行う。
- 採用前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて教師の適性を厳格に評価す

る仕組み（教師インターン制度（仮称））の導入を検討する。

- 教師が教育活動に専念できる事務体制の充実、スクールカウンセラー等の配置や活用のため、制度面・財政面の整備を行う。人材確保法の初心に立ち返った処遇を確保する。

3. 教育を「未来への投資」として重視し、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える

- 教育の質の向上や教育費負担の軽減等の教育政策について、「未来への投資」と位置付けて重視し、教育財源の確保に当たり、資源配分の重点を高齢者から子供・若者へ大胆な移行を図る。
- 寄附の促進等による民間資金の活用等も含め、世代を超えて全ての人たちで子供・若者を支える安定的な教育財源を確保する取組を推進する。
- 国、地方公共団体、産業界、教育界の代表等による「教育サミット（仮称）」を開催し、社会総がかりで子供・若者を支える意識や環境の醸成を図る。

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について （第六次提言）（平成 27 年 3 月 4 日）

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ （社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実）

- 大学、専修学校等は社会人等のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進。大学等における実践的・専門的プログラムを認定、奨励する仕組みを構築。

（学びやすい環境の整備）

- 大学等での e-ラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進。放送大学において、資格関連科目の増設、オンライン授業科目の開設等を推進。
- 社会人の学びに対する経済的支援のため、日本学生支援機構の奨学金や教育訓練給付金制度の活用推進。社会人等のニーズに合った更なる方策を検討し、支援を充実。

（教育行政と労働、福祉行政の連携強化）

- 教育行政と労働、福祉行政の連携を一層強化。事業主の協力も得て、一旦仕事を離れ、あるいは、仕事と両立しながら学んだり、子育てや介護に従事中やそれを終えた後も学び続けたりできるようにするための支援策などを検討。

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ （女性の活躍支援等）

- 女性のスキルアップと、職場復帰や再就職等を支援する実践的なプログラムの

提供を推進。大学における保育環境の整備、休学期間や在学期間の弾力的な運用を推進。

(高齢者等の活躍支援)

- 高齢者の活躍支援のため、シニア層向けの教育プログラムの提供を推進。ミドル・シニア社員等が現役中から地域活動に参画できる仕組みづくりを推進。

(障害のある児童生徒に対する支援等)

- 障害のある子供が可能な限り障害のない子供と共に教育を受けられるよう、特別支援教育支援員等の充実、教員の専門性の向上等を推進。

(不登校、中退、ニート等の若者への支援)

- 不登校、中退、ニート等の若者への支援を強化。フリースクールなどにおける多様な学びへの対応を含めた抜本的な不登校等への対策。中退者に対する学び直し支援を充実。

(貧困家庭への支援)

- 貧困の連鎖を断ち切るため、夜間補充教室などの学習支援の取組を支援、促進。子供の成長段階に応じた経済的支援を充実。

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

(地域を担う人材の育成)

- 子供たちが、一定期間、地方での集団生活や自然体験などの豊かな体験活動を行えるよう、長期滞在型を含む農山漁村体験活動を支援。

(学生等の地方への定着等)

- 地方にある大学等への進学、地元企業への就職等を行う者を対象に、奨学金の優先枠（地方創生枠（仮称））を設けたり、返還額を軽減したりする措置を講じる。入学定員超過に対する基盤的経費の取扱いの更なる厳格化など、大都市圏における入学定員超過の適正化について検討。

(教育機関を核とした地域活性化)

- コミュニティ・スクールの拡大のため、制度面の改善や財政面の措置も含め、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組むための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。
- 過疎地域等では、学校の間を活用して、地域住民の生涯学習や健康、福祉等に関する機能をも集積していくことが考えられることを踏まえ、その仕組みの在り方について検討し、取組を進める。
- 高齢者が大学の近隣等に居住し、医療・生活支援サービスを受けながら、大学

での生涯学習等に参加できるコミュニティ（日本版大学連携型CCRC
（Continuing Care Retirement Community））を形成することについて検討し、
モデル事業等を通じて全国展開。

（地域、家庭の教育力や、スポーツ・文化をいかした地域活性化）

- 地域スポーツコミッション等の活動を促進し、障害者スポーツを含め、スポーツ大会やアスリートなどのスポーツ資源を活用した地方創生の取組を推進。
- 新たに「日本遺産」を認定する仕組みの創設、劇場、音楽堂等における文化芸術活動の活性化など、文化資源を活かした地方創生を推進。